

岡山市社会福祉協議会 切山基金
「地域をつなぐ活動」支援助成金 実施要領

1. 目的

少子高齢化や人口減少、感染症、物価高騰などの社会の変化に伴い、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立、経済的な困窮などの福祉課題が深刻化している。これらの福祉課題を解決するための活動に取り組む団体を応援することを目的に実施する。

2. 対象団体

前項の目的にある地域の福祉課題解決に取り組む、以下の条件をすべて満たす団体。

- ①NPO法人、町内会、ボランティアグループ等（法人格の有無は問わない）
- ②岡山市内に拠点を置き、岡山市内において活動している団体
- ③団体の規約を有していること
- ④政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体
- ⑤反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- ⑥団体としての活動を定期的・継続的に実施していること

3. 助成対象活動

以下のいずれかに該当する事業で、申請年度の4月から3月の間に実施する活動を対象とする。

- ・困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支援する活動（子ども食堂、学習支援、食糧支援、啓発イベント、相談支援等）
- ・社会的な孤立を防ぎ、地域のつながりをつくる活動（居場所・交流スペース、訪問活動、交流イベント、相談支援等）

4. 助成額

助成額は、1団体につき10万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

5. 助成対象経費

助成対象事業を実施するために必要な以下の経費で、他の助成金や利用料等で賄えない経費とする。

- ①食材費（食材・弁当、飲料、菓子等）
- ②事務消耗品費（紙・文具、清掃・衛生用品、容器・食器・調理器具、レクリエーション用品、図書、工作等材料費等）
- ③広報費（チラシ、パンフレット、ポスター等）
- ④保険料（ボランティア保険等）

※但し、以下の費用は、助成対象経費としない。

- ・経常的な団体の運営費（職員・構成員の人件費・謝礼金・飲食費・宿泊交通費、賃借料、光熱

水費、通信費など)

- ・設備・備品の購入費(単価1万円(税込)を超える物品の購入。テレビ、パソコン、デジタルカメラ、プリンターなど汎用性のある物品の購入。)
- ・その他助成事業に直接結びつかない費用

6. 申請方法

申請書(様式1)及び定款もしくは会則、活動状況がわかるもの(チラシ・パンフレット等)、振込先口座の通帳の写しを提出すること。なお、定期的実施している活動を除き、事前申請を原則とする。

7. 助成金の審査及び決定

4月から10月の間、毎月25日までの申請分を翌月に審査し、助成金交付の可否を決定する。決定内容は、後日書面にて通知する。

8. 事業報告

助成事業が完了後、2週間以内に実施報告書(様式2)及び領収書の写し、事業実施が確認できる資料(写真、チラシ等)を提出すること。

なお、助成事業の内容が変更となり余剰金が生じた場合は、速やかに返還届(様式3)を提出し助成金を返納する。また、虚偽の申請、助成金の目的外使用、未執行についても同様とする。

9. その他

本助成は、岡山市社会福祉協議会切山基金を活用して実施する。

本事業は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程に準拠する。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

《岡山市社会福祉協議会切山基金について》

故切山須美子様からの「私の経験では一人での介護は心細く寂しい思いをしました。介護する方で配偶者・兄弟姉妹や子供、親族の助けのない生活が困窮する独り身の方の支援になればと切に願ひこの資金を残しました。」という遺言に基づき設立された岡山市社会福祉協議会切山基金を活用し、岡山市内の日常生活に困難を抱え援助が必要な方が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるためのより良い支援を実現する目的で運用しています。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。